公益社団法人
松戸法人会 会報 No.286
法人会はよき経営者の団体

matsudo corporation society
令和5年7月15日

結 ゆい

松戸税務署
人事異動のお知らせ

CONTENTS

- 第49回定時総会
- 令和5年度 第1回理事会報告
- 税務署だより
- プロの視点・取材レポート
- 部会だより
- 法人会の動き

発行所:公益社団法人 松戸法人会 〒271-0076 松戸市岩瀬108 TEL.047-362-4201・368-3311 FAX.047-368-3854 E-mail:houjin.m@crocus.ocn.ne.jp
■発行人:会長 大川 吉美 ■編集:広報委員会 ■編集責任者:広報委員長 伊藤 賢一 ■印刷所:株式会社 大東

第49回定時総会

大川吉美 会長が再任

5月23日(火)に松戸法人会第49回定時総会が、柏日本閣において開催されました。今年度は、任期満了役員改選を含め、右記の議案が上程され、総会が開催されました。

総会開催にあたり大川会長からご挨拶をいただきました中で、昨年度は3年目となる新型コロナウイルスの感染拡大の影響下にもかかわらず、予定していた事業はほぼ実施する事ができた。当会の運営にご協力いただいたことの感謝の言葉がありました。

ご来賓として吉瀬税務署長をはじめ署幹部職員、鈴木千葉県松戸県税事務所長、石和田松戸副市長、井崎流山市長、待山松戸商工会議所会頭、関係民間団体長、法人会参与、福利厚生制度受託会社と多数の来賓のご臨席をいただき、正会員91名ほか全体で約120名以上の方が出席して、右記の議案が満場一致をもって可決されましたことをご報告申し上げます。

1部　第49回定時総会

下記の承認事項については満場一致で承認可決した。

承認事項

令和4年度収支決算承認の件
監査報告
任期満了に伴う役員改選(案)承認の件

報告事項

令和4年度事業報告
令和5年度事業計画
令和5年度収支予算

大川会長のあいさつ

出席された会員の方々

CONTENTS

第49回定時総会 2
公益社団法人 松戸法人会役員名簿 4
正副会長就任のあいさつ 5
令和5年度　第1回理事会 7
私の本棚 7
新会員紹介 7
松戸法人会　令和6年度税制改正要望 8
税務署だより 10
プロの視点 13
キラビト紹介 14
青年部会・女性部会 15
法人会の動き 17
クイズ(数独) 17

表紙:上高地の明神池

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付で！

2部　功労者表彰

任期満了退任理事・監事の表彰が行われました。下記の方々に永年にわたり当会の発展と事業活動にご尽力を賜わりましたことと納税道義の高揚に寄与された功績により、会長から感謝状と記念品が渡されました。

大川会長から感謝状を受ける伊東氏

退任理事（敬称略）

常任理事	伊東 英樹	理事	鈴木 智子
理事	岡田 豊	同	友田 祐一
同	松菱 則嗣	同	品田 輝雄
同	丸山 達也	監事	待山 克典

臨時理事会

総会で承認された理事が、別室に於いて臨時理事会を開催して、理事互選で会長（代表理事）、副会長、専務理事、常任理事が選任され1期2年（令和5年～令和7年）を務める。

議長を務める石井常任理事

福利厚生優績者の伝達

千葉県連から「経営者大型総合保障制度」の取扱い会社である大同生命保険㈱の優良職員並びに代理店に対する優績者に表彰状と記念品が会長から伝達された。

大同生命保険㈱千葉西支社東葛営業所
職員　関根 枝里様

アフラック生命保険代理店
㈱三喜ビジネスコーポレイション千葉営業所
所長　芳野 仁一様

来賓祝辞

御来賓をご紹介した後、代表して次の方々からお祝辞を賜わりました。

松戸税務署
署長　吉瀬 唯史様

千葉県松戸県税事務所
所長　鈴木 慎也様

松戸市
副市長　石和田 二郎様

流山市
市長　井崎 義治様（懇親会にて祝辞）

松戸商工会議所
会頭　待山 克典様

千葉県税理士会松戸支部
副支部長　古内 宗希様

吉瀬署長の祝辞

松戸市石和田副市長

流山市井崎市長

3部　懇親会

今回の懇親会は、コロナ感染症の位置づけが5類へ移行となったことから、4年ぶりに立食形式での懇親会となりました。

青木副会長の開宴のことばに続き、署高野副署長からの乾杯のご発声があり、和やかなうちに懇親会がスタートしました。

その後、流山市井崎市長が来られ、来賓祝辞を賜りました。久し振りの会員同士の異業種交流の場になり、あっという間に谷内副会長による中締めのことばでお開きとなりました。

中締めのあいさつをする谷内副会長

e-Tax www.e-tax.nta.go.jp　イータックス

公益社団法人 松戸法人会役員名簿

令和5年～令和7年

役職名	氏名	法人名
会長	大川　吉美	(株)グランバー
副会長	青木早智子	(有)利倉
〃	谷内　久徳	(株)谷内工務店
〃	椎名　佳子	(株)椎名
〃	浅野　洋一	(株)大東
〃	坂巻　仁志	(有)坂巻葬祭店
〃	大澤　　茂	(株)グリーン葬祭
専務理事	榎　　康雄	(公社)松戸法人会
常任理事	湯浅　康弘	(株)湯浅
〃	石井　　弘	(株)あきら不動産
〃	杉浦　章浩	(有)サード
〃	小野塚　雄	(株)マツオー
〃	小口　泰伸	あおぞら保険サービス(株)
〃	村田　慎吾	(株)ソイルプランニング
〃	齋藤　陽一	鉄道用品(株)
〃	駒野　善信	(株)コマノ設備
〃	伊藤　賢一	ソル・セールズプロモーション(株)
〃	西村　剛志	流山設備工業(有)
〃	吉田　　登	(株)松美商事
〃	渡邉　　均	(株)丸幸
〃	星本　慎児	(有)新星興業
〃	山崎修太郎	(株)ベビーリース
〃	丸山　敦子	(有)エムプラン
〃	西田　　浩	(株)マツモトキヨシ
理事	日暮　幸信	(有)日暮容器
〃	今井　浩志	(有)和菓子処八矢庵
〃	髙橋　順之	(株)髙橋ビル
〃	福澤　昭弘	(有)エスティム クリエイト
〃	鷲見　嘉信	(株)スミ工業・トーヨー住器
〃	佐藤　徹夫	万星食品(株)
〃	落合　敏宏	(株)落合製作所
〃	木村　健一	(株)キムラ

役職名	氏名	法人名
〃	小川　　健	京葉建硝(株)
〃	大越　竜美	(株)近藤石材店
〃	浮ケ谷容徳	(株)ウキガヤ
〃	竹内　伸夫	(有)竹内設計事務所
〃	佐藤　　肇	(有)佐藤興産
〃	坂本　政春	(株)さかもと
〃	湯浅　健司	(株)湯浅建設
〃	尾崎　裕一	(株)友愛メディカル
〃	渡辺　博行	(有)菊水
〃	飛田　秀幸	(株)イズム
〃	嶋村　知直	(有)シマムラ商会
〃	木村　健二	(有)協和デンタル・ラボラトリー
〃	入木田健一	京葉ツーリスト(株)
〃	杉浦　正実	(有)杉浦商店
〃	佐藤　隆男	(有)フジ企画
〃	遠井　昌之	睦エンジニアリング(株)
〃	岩佐　祥一	栄光産業(株)
〃	海老原新蔵	京和ガス(株)
〃	八嶋　孝一	やしま開発(株)
〃	染野　和廣	トーカツ建興(株)
〃	秋元　　稔	(株)更紗
	岩田　幸久	(有)幸和
〃	山崎　正治	(株)山崎カンリ
〃	本村　穣治	(株)京葉保険事務所
〃	齊藤　清光	(株)齊藤造園土木
〃	藤井　克典	(株)東和土地
〃	小林　信基	小林建材(株)
〃	服部　裕介	(株)ジェー・ティー・ピィー
〃	大野　秀治	(株)大野信号設備工業
監事	佐藤　健一	(株)JPコンサルタンツ
〃	佐藤　秀史	東京ベイ信用金庫

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付で！

正副会長就任のあいさつ

会長　大川 吉美

公益社団法人松戸法人会第49回定時総会にて、会長に就任しました大川吉美です。

任期は1期2年間です。よろしくお願いいたします。

総会において、任期満了に伴い役員改選が行われました。

退任された理事の方々には多年に渡り公益社団法人松戸法人会の運営にご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、新任の理事の方々には法人会の事業の目的をご理解頂きながら、多年に渡って培ってきた経験をブロックや支部活動に反映していただけることをお願い申し上げます。

松戸法人会は昭和24年に結成され、申告納税制度の普及徹底のために活動しています。

法人会は「よき経営者を目指すものの団体」を指針として、会員の積極的な自己啓発を支援するために、地域別研修会、講演会、税制改正説明会、年末調整の実務講習会、さまざまな研修会を開催しています。

また、来年は公益社団法人創立50周年の記念すべき節目の年になります。

記念式典、記念行事を今年から準備する大切な年になりますので会員の皆様のご協力をお願いいたします。

今年度の主な活動内容として

1. 税と経営の研修　(地区別税務講習会等の開催)
2. 異業種交流の開催　(会員相互の親睦と情報交換)
3. 税の啓発、提言　(国会議員、三市の市長に対する会員の声を伝達)
4. 法人会福利厚生事業　(企業のための保証制度)
5. 地域社会への貢献　(各市民まつりで税の啓発活動、税金教室の開催)
6. 会員の増強　(会員増強統一月間運動)
7. 創立50周年実行委員の開催

尚、盤石な組織を維持するためには会員の増強が必要です。本年も9月から12月の期間が会員増強統一月間とされていますのでご協力をお願いいたします。

皆様のご支援ご指導を賜りながら、会長の任期2年間精勤いたす所存ございますのでよろしくお願いいたします。

副会長　浅野 洋一

この度、定時総会の役員改選により、引き続き副会長を仰せつかりました浅野洋一でございます。担当は、常盤平ブロック、五香六実ブロックおよび研修委員会、実務者研修委員会です。昨年度は皆様のご協力で大川会長の「コロナ禍でもできること」を計画通り、無事に事業を行うことができました。

今年度はコロナも2類から5類感染症に緩和され、経済や法人会活動も正常に戻ることが予想されます。各ブロック長、委員長をはじめとしてしっかり連携をとり、スクラムを組んで会員の皆様とともに昨年以上に楽しく事業に取り組んで参ります。

最後に大川吉美会長のもと副会長としてなお一層精進してまいりますので皆様方にはご支援ご協力宜しくお願いいたします。

e-Tax www.e-tax.nta.go.jp　イータックス

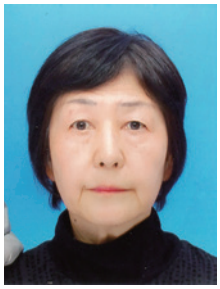

副会長　青木 早智子

この度、第49回定時総会役員改選におきまして、大川会長のもと、引き続き3期目の副会長に選任されました。前年度同様、中央・明ブロックを担当し、新ブロック長に杉浦章浩さん、中央第一支部支部長に日暮幸信さんの新体制となりました。会員はもとより、多くの方々のご参加により、各支部との連携を計りながら公益社団法人松戸法人会にふさわしい研修会等事業を行って参りたいと思っております。また、委員会におきましては、前期同様 湯浅康弘委員長の総務委員会を担当致します。来年度は当法人会“創立50周年”を迎え、記念事業も行われる予定ですので、それに向けての準備等皆様にご負担をおかけする事もあろうかと存じますが、皆で協力しあってより良い会にしていきたいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

副会長　谷内 久徳

(公社)松戸法人会第49回定時総会にて大川吉美会長のもと副会長を仰せつかりました。担当は広報委員会、青年部会、東部ブロックです。広報委員会は「結」の発行を中心に会員企業へ有益な情報を発信していきます。

組織の発展は人材にあり、青年部は時代を担う若手経営者の育成が最大のテーマであると思います。多くの事業を経験し、友情を深め成長できるようサポートして行きたいと思います。

東部ブロックは小野塚ブロック長を中心に、和名ヶ谷・稔台、河原塚、紙敷、高塚・大橋支部を担当します。担当委員会・ブロックを通じ、会員企業の発展、組織のスムーズな運営に繋がるよう努力していく所存です。皆様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願いします。

副会長　椎名 佳子

令和5年第49回定時総会において、2期目の副会長を仰せつかりました。

私の担当は引き続き、馬橋・小金ブロック、厚生委員会、女性部会で、駒野ブロック長、齋藤委員長、丸山部会長と再任された方々ですので、とても心強いです。

社会、経済に大きな影響を及ぼしたコロナ禍も行動制限がなくなり、日常を取り戻しつつあります。副会長として「目配り」「気配り」「心配り」を大切に、大川会長のもと、会の運営、事業に少しでも貢献できるよう努めたいと思います。2年間どうぞよろしくお願いいたします。

副会長　大澤 茂

この度、公益社団法人松戸法人会第49回定時総会におきまして3期目の副会長を拝命いたしました大澤茂です。コロナ感染症の位置付けが2類相当から5類へと移行する中、リアルな活動が徐々に増え本来の活気ある法人会の活動と成る事を期待し、大川会長を中心に目標に向かって邁進してまいります。

更に鎌ケ谷担当の副会長として渡邉組織委員長、星本ブロック長と力を合わせ、楽しく結果の出せる組織を目指し頑張っていきたいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

副会長　坂巻 仁志

この度、第49回定時総会、役員改選において引き続き副会長を仰せつかりました流山ブロック、旧中部支部改めおおたか西支部の坂巻仁志でございます。2期目になりますがどうぞよろしくお願い申し上げます。担当委員会は引き続き税制委員会になります吉田委員長、委員の方と協力しながら多くの方に有意義となる「税制要望書」作りをして行きたいと思います。流山ブロックにおいては、TX沿線おおたかの森を中心に人口の増加に伴い法人数も増えていることから中部支部を分割して、おおたか東支部、おおたか西支部と2つに分け令和5年度より7支部でのスタートとなります。西村ブロック長、各支部長さんと連携を図りながら楽しく活動が出来ればと思います。

又、皆さんの協力得ながら会員増強に努め、松戸法人会の礎になれる様頑張って参ります。

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付で！

令和5年度　第1回理事会

開催日　令和5年4月24日(月)午後3時開催
場　所　松戸商工会館 5階会議室

右記の議案が上程され、第1回理事会が、理事総数59名中43名(うちリモート出席19名)が出席して、過半数以上の出席で有効に開催されました。

審議事項につきましては、満場一致で承認可決されました。

大川会長のあいさつ

高野副署長のあいさつ

議事

決議事項

(1)第49回定時総会の付議事項について
　第1号議案　令和4年度事業報告承認の件
　第2号議案　令和4年度収支決算承認の件
　監査報告
(2)法人会功労者名簿(案)承認の件
(3)第49回定時総会の運営について
(4)建物修繕等引当積立金の前倒しについて

報告事項

(1)代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について
(2)各ブロック、各委員会、各部会の業務状況について
(3)その他

私の本棚

自己啓発本の類はありません。あまり興味が沸かず、セミナーなど参加した際に配布・紹介されるものを資料として一読する程度です。どうにも胡散臭い。状況次第で成功する為の方法など千差万別。成功より失敗談の方が色々と参考になる。まあ自分の意識改革には新しい視点を気付かせてくれるかも、等々。こうした啓発本に対して読者が何を求めるのかにより、本の価値を決めるのは読者次第ですが。

私にとって啓発の意味を込めて拝読する本は、歴史人物の一代記です。その時代の状況で人物がどう動いたのか、その結果はどうなったのかを多くの伝記で知る事ができるちょっとした事例集とも言えます。当然フィクションはありますが、人物が成した事は歴史の事実であり、多くの失敗も教えてくれます。そこには「目的」があって「行動」があります。そうした中で「見えてくる」ものが明確になっていく様は大変参考になります。そして「見えていないもの」も記して物語を紡ぐ本は歴史の知恵が詰まっています。

服部裕介

新会員紹介

(令和5年4月8日～令和5年6月19日)

支部名	法人名	代表者	所在地	電話	業種
中央第二	(株)川床	川谷 泰彦	松戸市中矢切376−7	047-361-3711	建設業
常盤平西	(有)ふかの	深野 邦子	松戸市常盤平柳町9−5	047-387-4095	不動産業
新松戸	(株)総合配送サービス	関村 将一	松戸市新松戸6−42第2ゆたかビル105	047-347-8331	(軽貨物)運送業
八ケ崎・小金原	(株)髙人	髙橋 典行	松戸市根木内716−2	070-3822-1106	建設業

e-Tax www.e-tax.nta.go.jp イータックス

松戸法人会　令和6年度税制改正要望

― 税制委員会とりまとめ ―

1 社会保障制度　制度の維持と世代間の公平ならびに少子化対策

コロナの影響による社会保障の再構築及び急激な少子高齢化社会への進展に対応し、人生100年時代に向けて働き方のあり方・健康寿命の延伸・少子化対策・子育て支援等安心して暮らせる国となるような総合的な社会保障への制度改革を要望する。

（理由）

800万人以上いる団塊の世代が後期高齢者75歳を超え、国民の4人に1人が75歳以上という超高齢化社会となり、医療と介護などの社会保障費の急増が懸念される「2025年問題」が迫ってきている。平均寿命も2021年時点で、女性87.57歳・男性81.47歳になり、2060年には女性90.93歳・男性84.19歳に伸びると推計される。それとともに、2022年出生率が約77.1万人と推計され、少子高齢化社会に拍車をかけている。介護現場も深刻な人手不足で介護サービスの基盤が大きく揺らいでいるところに、新型コロナが直撃し、「介護崩壊」が現実化した。介護職員は2019年度時点にて約211万人で2040年度には約280万人に増やす必要があるとされている。この状態が続けば「介護人材不足倒産」が避けられない。

その中でも令和5年度予算で社会保障給付費が131.1兆円で、内訳は年金45%、医療31%、福祉その他24%である。社会保障負担は保険料（被保険者拠出・事業者拠出）59%、公費41%となっている。支える現役世代が減少する中で高齢者が増加し、現役世代への負担はますます重くなる。現在の社会保障制度への危機感及び安心感の欠如は拭いようがなく、早急な制度改革が必要な状況と言わざるを得ない。あわせて、新型コロナウイルスによる支出も財政圧迫要因となってきており、短・中期的には年金・医療・介護の分野の改革が喫緊の課題である。世代間・世代内の不公平感を無くし、将来世代にも安心感が持てる制度を目指すには、給付水準を引き下げ、かつ、高齢者にも応分の負担を求めるべきである。人口構成も、逆ピラミッド型に拍車をかけており、少子化対策・子育て支援も6月に策定される経済財政運営の指針「骨太方針2023」の発表に期待したい。併せて、長寿社会に見合った職場環境の整備（退職年齢引上げと退職後の働き場所）等による、社会保険料収入の裾野を広げる方策の積極的推進を望む。

2 経済活性化と中小企業の活性化　原材料価格の高騰・光費の高騰・賃上げ要請等による企業収益の圧迫に対する中小企業活性化策

2022年2月に勃発したロシアウクライナ戦争は1年を経過したが、和解・休戦の見通しが見えず、その影響で開始前に比べ、円安（115円→132円、一時150円突破）進行・輸入原材料の高騰による仕入価格の上昇・光熱費（電気・ガス）の高騰による経費の増加さらに政府主導の企業に対する賃上げ要請等の要因により、企業経営の圧迫・企業業績への影響がでてきており、ならびに価格転嫁は全体の7割にとどまる状況で、弾力的な経済活性化策を要望する。

（理由）

2020年1月に発生してした新型コロナウイルスは、3年以上3か月の期間が経過しており、その間、企業の働き方の変化（リモートワーク）・消費者行動の変化さらには、昨年勃発したロシアウクライナ戦争の影響で、原材料価格の高騰により消費者物価指数が41年ぶりの高水準となっている現状である。企業側では価格転嫁が十分できておらず、帝国データバンク調査（2023年1月）では、一部価格転嫁69.2%、転嫁なし15.9%という結果である。100円のコスト上昇に対して39.9円しか値上げできていない。

価格上昇分を企業努力（①自社経費削減58.6%②ロス削減42.4%③生産の効率化23.4%）により賄って　いる現状である。政府による電気代・ガス代の負担軽減策（電気・ガス価格激変緩和対策事業）にて一般家庭・企業に2023年1月～9月使用分補助を開始し、国の予算はガソリン代を含め107兆円規模である。企業の賃上げに対して、従業員の給与引き上げを支援する「賃上げ促進税制」は、2022年度の税制改正により法人税の控除率がさらに引き上げられた。このように、大企業で最大30%、中小企業で最大40%の減税効果を享受できる。このような経済活性化策を中小企業支援策として今後も、様々な積極的方策を望む。

3 事業承継税制　事業承継税制の拡充

事業用資産を一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度とする。

（理 由）

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤といえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

2018年度（平成30年度）税制改正においては比較的大きな見直し（10年間の特例として、猶予対象の株式の制限の撤廃、納税猶予割合の引上げ等大幅な要件緩和）が行われ、相続税・贈与税が100%免除される特例措置が創設された。ただし、令和4年度税制改正案により、特例承継計画の提出期限が1年延長され、令和6年3月末日までと残すところあと1年を切った。

ただし、令和9年12月までに承継を行う必要がある。　なお、特例承継計画策定は、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて、「特例承継計画」を提出する必要が生ずるなど、事務手続きが、かなりのボリュームでかつ難解で、煩雑である。手続には、専門的な知識を有している方の手助けが必要となる。また、猶予が打ち切りになったら一気に課税されてしまうデメリットもある。

したがって、行政手続き面での簡素化と利便性を高めることは勿論、「事業用資産」並びに「非上場株式」への課税を軽減あるいは控除するなど、事業承継が円滑に、且つ、安心して行える本格的な事業承継税制の創設を要望する。

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付で！

4 消費税　消費税の確実な税収の確保 軽減税率廃止による税率の1本化・物価軽減安定するまでの税率維持

租税負担の公平性並びに納税意識の高揚を保持するため、消費税の確実な税収の確保を図る法整備を要望する。1年以上経過するロシア・ウクライナ戦争に伴うエネルギー価格の上昇を起因とした消費者物価上昇が顕著で国民生活に支障をきたしており、物価安定するまで当面、消費税率の維持を要望する。

（理 由）

消費税は、社会保障の安定的な財源の確保を目的として、2019年10月から10%に引き上げられるとともに 軽減税率8%が適用された。その後、コロナウイルスによる感染の影響は3年を経過し、2019～2021年度の新型コロナウイルス対策関連の財政支出は76.5兆円となった。その多くは国債でまかなわれている。いずれ返済する必要があるが、具体的な返済計画は明示されていない。

消費税は、価格への転嫁を通じて、最終的に消費税者が税負担することを予定している税金であるが、本来国庫や地方財源として納められるべき税金の一部が事業者に残ってしまう「益税」の存在や、経済取引の力関係、例えば大企業の圧力によって中小企業が消費税引上げ分を価格に転嫁できず、その分を被るという「損税」の問題が指摘され、中小企業にとっては事業の存続に関わる死活問題であり、税率が引き上げられるごとにその問題は深刻化する。そこで、「益税」及び「損税」を解消し、租税負担の公平性並びに納税意識の高揚を保持する方法として、消費税の事業者免税点制度の廃止、簡易課税制度の廃止、価格転嫁違反者への速効的な法対応によって厳罰を与える制度の導入を要望する。また、軽減税率については事業者の事務負担が大きく、かつ、税制の簡素化、税務執行並びに税収確保等の面から問題点が多いことに加えて、そもそも本制度は、低所得者への配慮から導入されるものであるが、消費税の逆進性という性格により高所得者ほど恩恵を受けやすいと矛盾が生じるため、廃止し、単一税率とすべきである。また、中小企業経営者等生活維持の為、物価安定するまで当面、税率維持を望む。

5 法人税関係　役員給与の損金算入の拡充等

役員給与の損金算入の拡充を要望する。

（理 由）

2017年度税制改正において、役員報酬制度に係る税制体系が整備された。

中長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして、多様な業績連動報酬や株式報酬の導入促進を目的に、攻めの経営を後おしするため、積極的な改正がおこなわれた。

しかし、ほとんどが上場企業に類する企業を対象としたもので、わが国で多数を占める中小企業にはメリットが享受できない。現行では、役員給与の損金算入の取り扱い（法人税法第34条役員給与の損金不算入）が限定されており、特に報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。損金算入できる役員報酬は、①定期同額給与②事前確定届出給与③業績連動給与に限定されており、この3点に該当しないものは基本的に損金不算入となり、法人税の節税効果は、なくなってしまう。

2019年度税制改正で、株式報酬・業績連動報酬の導入が促進されたことで経営者に中長期的な企業価値向上のインセンティブを与え、我が国企業の「稼ぐ力」向上につなげている。

ただし、委員会を設置している上場企業の数は、3割にも満たないため、今後、法定・任意を問わず報酬委員会の設置や適切な運用が必要となっている。

2020年度税制改正で、「役員給与の損金不算入」上場子会社における独立した意思決定を確保し、少数株主の利益を保護するための見直しとして、独立役員の独立性に係る判断基準に過去10年以内に親会社または兄弟会社に所属していた者でない旨が追加された。

以上のことから、中小企業にも運用可能な柔軟な対応を望む。

6 相続税　基礎控除額の引き上げ

基礎控除額の引き上げを要望する。

（理 由）

2015年1月に相続税法が改正され、相続税の基礎控除額が4割減額されて既に8年が経過した。これにより、令和4年12月国税庁発表の「相続税の申告事績の概要」では課税対象者が13.4万人を超え、改正の前年（2014年）の4.4%から9.3%へと倍増し、2021年は9.3%（前年比+0.5%）と過去最大となり、1割も視野に入る数値となってきている。また、課税価格の総額は18.6兆円（前年比+13.3%）、申告税額の総額は2.4兆円（前年比+16.8%）と増加傾向にある。さらに、昨年12月16日に公表された2023年度の税制改正大綱では、65年ぶりに相続ルール改正となり、具体的には「生前贈与の持ち戻し期間の延長」で翌年の2024年からは「7年前の贈与」まで、さかのぼって相続税が課せられることとなった。

これにより、相続財産が増え、相続税の増税につながる懸念がある。

相続税の負担率は、すでに先進国並みとなっている。

相続税は、「富の再分配」の考えに基づく税であるが、改正による基礎控除額の急激な引き下げにより、小規模宅地等の評価減の特例などが使えなければ、単に住まいとして認識している土地・建物が、「富」として課税の対象となり、最悪納税のため売却を余儀なくされる場合も出てくる。

また、中小企業経営者の多くが、「事業承継の障害は、相続税の負担にある」と考えており、事業活動中に相続が発生すると、事業を引き継ぐ後継者は急遽発生した相続税支払いのため、事業活動に必要な資産さえも売却せざるを得ない事態が生じてしまう。個人所有の不動産を銀行借入の際の担保として提供するなどの例に見られるように、事業用資産に限らず一般的に行われている。中小企業の事業経営者は、全財産をもって事業経営に当たることから、将来生ずる財産の毀損は次世代への事業承継を阻害する（後継者がいなくなる）。

以上のことから、2015年1月の相続税基礎控除額の引下げは、実生活において必要不可欠な不動産所有に悪影響を及ぼすとともに、中小企業の事業承継を阻害し、事業継続意欲の低下及び事業縮小の恐れがあることから、従前あるいはそれ以上への基礎控除額の引上げを要望する。

e-Tax www.e-tax.nta.go.jp イータックス

税務署だより

電子帳簿保存法の内容が改正されました

～ 令和５年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要 ～

Q:「電子帳簿等保存制度」とは、どのような制度ですか？

A:　電子帳簿等保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書･請求書･決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいい、３つの制度に区分されています。

① 電子帳簿等保存【希望者のみ】

ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます。例えば、会計ソフトで作成している仕訳帳やパソコンで作成した請求書の控え等が対象です。

さらに、一定の範囲の帳簿を「優良な電子帳簿」の要件を満たして電子データで保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が５％軽減される措置があります（あらかじめ届出書を提出している必要があります。）。

② スキャナ保存【希望者のみ】

決算関係書類を除く国税関係書類（取引先から受領した紙の領収書・請求書等）は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

③ 電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応が必要です】

申告所得税･法人税に関して帳簿･書類の保存義務が課されている者は、注文書･契約書･送り状･領収書･見積書･請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

※　記録の改ざんなどを防止するため、①～③の保存を行うためには一定のルールに従う必要があります。

令和５年度税制改正による主な改正事項については、次ページ以降でご説明します。

令和５年度税制改正を反映した電子帳簿等保存制度の Q＆A など電子帳簿保存法についての情報は、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】に随時掲載していきます。

また、電子帳簿等保存制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の電子帳簿等保存制度特設サイトをご確認ください。

詳しくは、国税庁　電子帳簿等保存制度特設サイト　で　検索

こちらからも特設サイトにアクセスできます

国税庁
（法人番号 7000012050002）

令和５年４月

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付で！

① 電子帳簿等保存に関する主な改正事項

※　令和６年１月１日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲が見直されました。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の適用を受ける場合に優良な電子帳簿として作成しなければならない帳簿の範囲が、申告所得税･法人税について以下のとおり見直されました。

なお、消費税についてこの措置の適用を受ける場合に優良な電子帳簿として作成しなければならない帳簿の範囲については、変更はありません。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲

【見直し前】

①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿（全ての青色関係帳簿）

【見直し後】

①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿（以下の記載事項に係るものに限定）

③における記載事項	帳簿の具体例
売上げ（加工その他の役務の給付等売上げと同様の性質を有するものを含む。）その他収入に関する事項	売上帳
仕入れその他経費（法人税は、賃金・給料・法定福利費・厚生費を除く。）に関する事項	仕入帳、経費帳、賃金台帳（所得税のみ）
売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	売掛帳
買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	買掛帳
手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項	受取手形記入帳、支払手形記入帳
その他の債権債務に関する事項（当座預金を除く。）	貸付帳、借入帳、未決済項目に係る帳簿
有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項（法人税のみ）	有価証券受払い簿（法人税のみ）
減価償却資産に関する事項	固定資産台帳
繰延資産に関する事項	繰延資産台帳

Q:「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」とは、どのような措置ですか？

A:　一定の範囲の帳簿について、「モニター・説明書等を備え付ける」などの電子帳簿として保存するための要件に加えて、

① 訂正削除履歴の保存、　② 帳簿間の相互関連性　③ 日付・金額・相手方による検索機能

の３要件を全て備えて保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が５％軽減される措置です（あらかじめ届出書を提出している必要があります。）。

e-Tax www.e-tax.nta.go.jp　イータックス

税務署だより

② スキャナ保存に関する主な改正事項

※　令和６年１月１日以後にスキャナ保存が行われる国税関係書類について適用されます。

⑴　解像度･階調･大きさに関する情報の保存が不要とされました。

国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度･階調･大きさに関する情報の保存を必要とする要件が廃止されました。

なお、これらの情報を保存しておくことは不要となりましたが、スキャナで読み取る際に守らなければならない解像度（200dpi 以上）や階調（原則としてカラー画像）などの要件自体に変更はありません。

⑵　入力者等情報の確認要件が不要とされました。

スキャナ保存時に記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくことを求める要件が廃止されました（電子取引データ保存についても同様です。）。

⑶　帳簿との相互関連性の確保が必要な書類が重要書類に限定されました。

スキャナで読み取った際に、帳簿と相互にその関連性を確認できるようにしておく必要がある国税関係書類が、「重要書類（契約書･領収書･送り状･納品書等のように、資金や物の流れに直結・連動する書類）」に限定されることとなりました。

この見直しにより、「一般書類（見積書･注文書等や納品書の写しのように、資金や物の流れに直結・連動しない書類）」をスキャナ保存する場合については、相互関連性の確保が不要となりました。

③ 電子取引データ保存に関する主な改正事項

※　令和６年１月１日以後にやり取りする電子取引データについて適用されます。

⑴　検索機能の全てを不要とする措置の対象者が見直されました。

税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め（調査担当者にデータのコピーを提供すること）」に応じることができるようにしている場合に検索機能の全てを不要とする措置について、以下のとおり対象者が見直されました。

イ　検索機能が不要とされる対象者の範囲が、基準期間（２課税年度前）の売上高が「1,000 万円以下」の保存義務者から「5,000 万円以下」の保存義務者に拡大されました。

ロ　対象者に「電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示･提出することができるようにしている保存義務者」が追加されました。

⑵　令和４年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限（令和５年 12 月 31 日）をもって廃止されます。

（参考）　令和５年 12 月 31 日までにやり取りした電子取引データを「宥恕措置」を適用して保存している方は、令和６年１月１日以後も保存期間が満了するまで、そのプリントアウトした書面を保存し続け、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば問題ありません。

⑶　新たな猶予措置が整備されました。

次のイ･ロの要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができることとされました。

イ　保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）

ロ　税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示･提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

上記⑵の宥恕措置では、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じる必要はありませんでしたが、上記⑶の新たな猶予措置では、プリントアウトした書面の提示・提出の求めに加え、電子取引データについても「ダウンロードの求め」にも応じる必要がありますので、ご注意ください。

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付で！

プロの視点

PROFESSIONAL

意外に身近な相続税

税理士法人JPコンサルタンツ
税理士　藤井 隆弘

令和3年中に亡くなられた方の相続税の申告状況が昨年末に国税庁及び各国税局から発表されました。今回は、この資料を基に相続税の申告状況の傾向を見ていきます。

▶全国の申告状況

申告件数は、約17万件（前年対比約9%増）で亡くなられた方の前年対比約5%増を上回っています。ちなみに亡くなられた方の約11%が申告書を提出しています。

また、亡くなられた方に対する申告書提出割合は年々少しずつ上昇しています。

次に提出された申告書の内容を見てみますと、すべての亡くなられた方に対し納税額が生じる申告書の提出割合（課税割合）は約9%でこの割合も年々上昇しています。

なお、相続税の特例には、申告することによって適用できる税額軽減等がありますので納税額が生じない申告書を提出する必要がある場合があります。

ちなみに提出された申告書の内、約20%が納税額が生じない申告書となっています。

納税額が生じた申告の1件当たりの課税価格（遺産等から債務等を差し引いた額）は約1億4千万円、納税額は1千8百万円で年々上昇しています。

申告された遺産の内訳は、現金・預貯金が約34%、土地が約33%、有価証券が約17%を占めています。

特に有価証券の占める割合が年々増加しています。

▶千葉県の申告状況

身近な千葉県の状況を見てみますと申告件数は、約8千件（前年対比約13%増）で亡くなられた方の前年対比約5%増を上回っています。ちなみに亡くなられた方の約13%が申告書を提出しています。

また、亡くなられた方に対する申告書提出割合は年々少しずつ上昇しています。

次に提出された申告書の内容を見てみますと、すべての亡くなられた方に対し納税額が生じる申告書の提出割合（課税割合）は約10%でこの割合も年々上昇しています。

ちなみに提出された申告書の内、約21%が納税額が生じない申告書となっています。

納税額が生じた申告の1件当たりの課税価格は約1億3千万円、納税額は1千7百万円で年々上昇しています。

申告された遺産の内訳は、現金・預貯金が約37%、土地が約30%、有価証券が約16%を占めています。

特に有価証券の占める割合が年々増加しています。

▶東京国税局管内の相続税の調査状況等

次に令和3事務年度の相続税の調査状況を見てみますと、調査件数は約1,600件で非違割合（修正申告書等を提出した割合）は約90%、申告漏れ課税価格は1件当たり3千8百万円、追徴税額（追加で納付する相続税及び加算税）は1件当たり約1千百万円となっています。

また、簡易な接触（電話や書面での申告状況等の確認。）は約5千件で非違割合は約23%、1件当たりの申告漏れ課税価格は約330万円、追徴税額は約48万円となっています。

申告漏れの内訳は、現金・預貯金が25%、土地の申告漏れや評価誤りが15%、有価証券の申告漏れや評価誤りが14.5%となっています。

調査件数は、コロナの影響でコロナ前と比べ約半分、1件当たりの申告漏れ課税価格は1.5倍となっています。

全国及び千葉県でも亡くなられた方の約10人に1人以上は相続税の申告書を提出しており、年々その割合も増加していますので、意外と身近な税金となっています。

また、正しい申告をするには、現金・預貯金の申告漏れはないか、土地や有価証券の申告漏れや評価誤りがないか入念に確認をする必要があります。

e-Tax www.e-tax.nta.go.jp イータックス

取材レポート

キラビト紹介

安藤千里　プロフィール

昭和38年11月、東京都板橋区にて生まれ、今年還暦。両親は板橋にて中華料理店「宝華園」を経営。(のちに松戸市栄町に両親を呼び店舗を移転して営業)

幼稚園の頃から野球が好きで少年野球から始め、高校は甲子園を目指し帝京高校に入学。

中華料理店の長男として生まれたが、叔父や親戚が神主だった影響で大学は國學院大學に進学。(弟も代々木八幡宮の神主)

卒業後は宮城県塩竈市にある志波彦神社鹽竈神社に奉職。その後、山梨県甲府市の武田神社、稲積神社に転勤し、20年前より松戸神社に奉職、現在に至っている。

家族は妻と子供(息子3人)の5人。子供達は料理人や神主(神田明神に奉職)になり、現在は妻と長男の3人暮らし。

趣味は、大学時代から始めたテニス、バイク、神社に奉職して始めた雅楽、ガーデニング、松戸に来てから始めたウクレレ。

現在は、松戸神社権禰宜として勤務、千葉県神社庁研修所研修講師、千葉県神社庁雅楽講師、東葛雅楽会会長。

ハワイアンバンドのレイナニに所属。

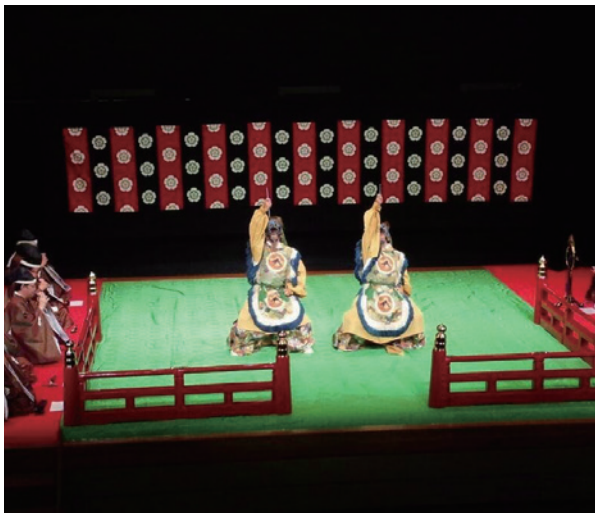

雅楽を始めたのは大学を卒業後、宮城県塩竈市にある奥州一宮「志波彦神社鹽竈神社」に奉職してから。神社の祭典では、雅楽を演奏奉納することも大事な事だと言われ、雅楽のことを何も知らない初心者からスタートしました。

世界最古のオーケストラと言われる雅楽ですが、はじめに笙、篳篥、龍笛の3つの中から自分の担当する管を一つ選んで、それをずっと稽古していきますが、なかなか篳篥が上手く吹けなくて最初のうちはとても苦労しました。

塩釜から甲府に移った時に、雅楽の恩師と出会い、千葉県野田市に移った後も毎週、東京の入谷にある恩師の稽古場まで稽古に通いました。

毎週の自分の稽古の他に千葉県東葛飾地区の神主の雅楽愛好者の集まりである「東葛雅楽会」に入会したのも野田に移った時です。

東葛雅楽会では、定期的な演奏会や神社の祭典の奏楽の他に小学校の音楽の授業に雅楽教室を開催したり、松戸社会福祉協議会やコロナ明けの本年、松戸法人会女性部会の催しにもお呼び頂き雅楽の説明と演奏を披露しました。

東葛雅楽会は神前奉納演奏だけでなく雅楽を一般の方々に広めることにも力を入れて活動しておりますのでご要望がありましたらお気軽にご連絡頂けましたら幸いです。

趣味で続けているウクレレは、松戸に来てから、柏の読売カルチャーに毎週通い始め気の合うメンバーで「レイナニ」という名前のハワイアンバンドを結成し、松戸献灯まつりや、昨年は、松戸市観光協会主催のイベントで松戸市民劇場にて演奏させて頂きました。

とにかく楽しいことが大好きで、気に入った事にどんどんのめりこむタイプなので、趣味を大事にしながらこれからも自分を磨き楽しく過ごしていきたいと思っています。

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付で！

青年部会
「第43回定例総会」及び青年部会長就任のごあいさつ

開催日　令和5年4月25日（火）
場　所　松戸法人会館

4月25日に松戸法人会館にて青年部会第43回定例総会が開催されました。

来賓には松戸税務署より副署長 高野亜矢様、法人課税第1部門統括官 青田行雄様、法人課税第1部門審理上席 柴山和貴様、親会より副会長の坂巻仁志様にご来会頂き、部会委員22名の参加で開会されました。令和4年度の事業報告・収支決算や令和5年度の事業計画・収支予算に関する議案と任期満了に伴う役員改選の計5議案を上程させて頂きすべての議案が満場一致で可決承認となりました。また今年度は16名ものご卒業生がおり、大きな拍手のもと記念品贈呈式を執り行いました。

私自身、今総会より2年部会長の任を預かることとなり、青年部は49歳で定年となりますが、任期が4年以上残っている比較的若い方を人選させて頂き、若返りを図り部会員一丸ととなり笑顔あふれる事業をみんなで作り上げるそんな2年間にしていきます。

青年部会長　山﨑 修太郎

議長を務める伊藤青年部会長

署と総会出席者で記念写真

青年部会新部会長 山﨑 修太郎

女性部会
「第48回定例総会」

開催日　令和5年5月18日（木）午後4時開催
場　所　聖徳大学10号館 14階ラウンジローカス

1部では松戸税務署署長吉瀬唯史様にご講演いただきました。本題「国税あれこれ」のお話の中で心に残ったことが3つあります。

1 飛鳥時代の祖・庸・調

日本の税の始まりは飛鳥時代ということを再認識

2 松戸税務署の沿革

市川・船橋・柏税務署は元々松戸税務署であったこと

3 税の歴史クイズ

戦前の地方税で扇風機に課税、明治6年東京で兎に課税

税と税務署の歴史・変遷、大変勉強になりました。吉瀬署長ありがとうございました。

2部 定例総会には松戸税務署から吉瀬署長はじめ署の皆様、松戸法人会椎名副会長にご臨席いただきました。

私たち女性部会が取り組む「税に関する絵はがきコンクール」は活動の大きな柱です。この活動が次の世代を担う多くの小学生に税について学ぶよい機会となるよう尽力していきたいと思います。また、昨年研修会を行った「食品ロス」についても引き続き冷蔵庫の中身をチェックし買いすぎや賞味期限切れにならないようご注意ください。私たち一人一人の小さな活動ですが、地球環境を守るために努力していきたいと思います。皆様のご協力お願いいたします。

3部 懇親会は講演会、総会と長時間にわたり喉も渇いたところで乾杯の発声で開宴、美味しいお食事とお酒で親睦を深めることができました。

最後に女性部会は会員が一丸となって元気に活動してまいります。

女性部会長　丸山 敦子

吉瀬署長のご講演

議長を務める丸山女性部会長

e-Tax www.e-tax.nta.go.jp イータックス

女性部会
法人会全国女性フォーラム愛媛大会

開催日　令和5年4月13日（木）
場　所　アイテムえひめ

2023年4月13日木曜日、法人会全国女性フォーラム愛媛大会が開催されました。松山駅よりシャトルバスに乗り、会場に入り、今大会は全国から2,000名近くの参加があり、コロナ禍の落着きを実感しました。大会前に大盛況の愛媛物産展で買物を楽しみ、会場内の『税に関する絵はがきコンクール』展示コーナーにて受賞作品を拝見しました。どの作品も税金の大切さや必要性が伝わって来るものでした。

第一部の記念講演は、松山市内在住の俳人夏木いつき氏、「俳句集団いつき組」組長TBS系「プレバド」、NHKの俳句番組等テレビ・ラジオで活躍され、俳句を身近なものに広めて来られました。記念講演の〔第一部〕は夏木先生と御子息の正人さんによる『句会ライブ』大人数参加型プログラム、テーマは「5分で俳句を作ろう!」です。明解な俳句への想いが込められた講演で、マドンナ達のチャレンジは大成功でした。

第二部の大会式典では、主催者として愛媛県連女性連協会長による歓迎の挨拶が述べられ、来賓挨拶では酒井全法連女連協会長、小林全法連会長の祝辞、また、星屋国税庁次長より祝辞と共に今年10月に導入されるインボイス登録制度の登録を早めにお願いしたいとの要請がありました。

第三部は『句会ライブ』の〔第二部〕講評です。

2,000句の中から選ばれた8句が講評と共に紹介され、夏木先生お直し無しの高評価、日々の生活の1コマを五七五で表現する俳句を私も身近に感じることが出来ました。

第四部の懇親会ではアトラクション等を楽しみながら他県の方々との交流を深め、最後に来年の開催県「広島大会」のプレゼンテーションがあり閉会となりました。

全国の方々と集えるありがたさを実感できた大会でした。

次の日は松山城等を観光しながら丸山部会長、秋谷副部会長と共に帰路に着きました。

石井 幸子

丸山女性部会長と記念写真

青年部会
5月例会研修会

開催日　令和5年5月29日（月）
場　所　松戸法人会館

山﨑部会長のもと新体制となった青年部会初回の5月例会研修会は、演題「我が生涯に一点の悔いあり」として元アニマル梯団のコアラさんをお招きしてご講演をしていただきました。コアラさんをお呼びするにあたり、伊藤前部会長、ご尽力ありがとうございました。

さて、当日の講演会ではアニマル梯団結成のきっかけや芸名改名の経緯、MJ（三原じゅん子）さんとの馴れ初め、上沼恵美子さんから怒られたこと、ビートたけしさんの凄さなど、終始笑いの絶えない、楽しい講演会となりました。

講演の中で、上沼恵美子さんと共演の際、挨拶をせず怒られた逸話があり、やはり挨拶をして怒られる方がいいと仰っており、私自身も改めて挨拶の大切さを痛感いたしました。

また、コアラさん自身最近はゴミを拾うなど一日一善で徳を積んでいるそうです。ターニングポイントが巡ってきた際、成功をつかみ取る要因として最後は運があるか無いかではないか。過去ではない未来のターニングポイント、「成功」をつかみ取れるよう徳を積んでくださいとのお言葉を部会員の皆様へいただきました。

最後に、松戸市の市の木がユーカリということもあり、コアラさんとも縁がある都市となります。ぜひ松戸へお引越しいただけることを楽しみにしております。（笑）

青年部会　松永 洋平

コアラさんを囲んで記念撮影

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付で！

法人会の動き

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、行事予定が変更となる可能性があります。
7月8月の予定については、当法人会ホームページの「行事予定」をご覧ください。

7月

月日	開催行事	会場
7/3	第1回研修委員会	松戸法人会館
4	中央第1支部役員会	和 美花
7	県連・第1回事務局長会議・福利厚生制度推進連絡協議会	ポートプラザちば
10	第2回松戸まつり実行委員会	松戸商工会館
13	青年部会「第3回役員会」	松戸法人会館
14	税の相談日(押田 幸子先生)	松戸法人会館
18	第2回広報委員会	松戸法人会館
20	新設法人説明会(ZOOM併用)	松戸法人会館
	決算期別説明会(ZOOM併用)(荒木 智恵子先生)	松戸法人会館
	第2回税制委員会	松戸法人会館
24	第1回組織委員会	松戸法人会館
25	署新幹部との顔合わせ会	松戸税務署
27	女性部会観劇バスツアー	東京方面

8月

月日	開催行事	会場
8/2	女性部会第3回役員会	松戸法人会館
7	第3回総務委員会	松戸法人会館
8	松戸音楽フェスティバル第2回会議	松戸市文化ホール
9~10	第16回松戸宿坂川献灯まつり	坂川流域一帯
10	第3回正・副会長定例会	松戸法人会館
	第1回正副会長・ブロック長合同会議	松戸法人会館
	第1回設立50周年記念式典実行委員会	松戸法人会館
	県連・第1回組織委員会	ポートプラザちば
14	事務局夏休み（法人会館閉館）	
15	事務局夏休み（法人会館閉館）	
16	事務局夏休み（法人会館閉館）	
18	税の相談日（吉田 健司先生）	松戸法人会館
22	決算期別説明会(ZOOM併用)(小林 孝夫先生)	松戸法人会館
28	県連・第2回事務局長会議	ポートプラザちば
31	第2回理事会	松戸商工会館
	署との交流会	松戸商工会館

第20回 クイズ（数独）

【問題】二重枠に入った数字の合計はいくつでしょう?

ルール①
まだ数字の入っていないマスに、1から9までの数字のどれかをひとつずつ入れましょう。

ルール②
タテの列、ヨコの列、太線で囲まれた3×3のブロックのいずれにも、1から9までの数字がひとつずつ入るようにします。

3					1	5		
	9	5	4				2	
□				7				6
	2		1		7			4
		4				7	□	
1			6		3		9	
5				9				
	3				2	1	8	
		8	5					7

第19回クイズ(5月号)の回答

答え　①…因果応報　②…用意周到

作者紹介

株式会社ニコリ
日本初のパズル専門誌「パズル通信ニコリ」を発行する出版社。数独・クロスワードなどのパズルをメディアへ提供するコンテンツメーカーでもある。スマホアプリ『スマニコリ』も配信中。

正解者の中から抽選で5名の方に図書カード2,000円分をプレゼント!

「クイズ(数独)」の懸賞応募方法について

以下の方法から選んでご応募ください。

1 QRコードでの応募

2 郵便はがきでの応募

1. クイズの答え　○+○=○○
2. 郵便番号
3. 自宅住所
4. 氏名を明記の上、
   〒271-0076
   千葉県松戸市岩瀬108　公益社団法人松戸法人会事務局
   までお送り下さい。

締切日は、**令和5年8月4日(金)**とさせていただきます。

なお、郵便ハガキは締切日当日の<消印有効>とさせていただきます。
応募は、お1人様1回(1通)限りとさせていただきます。
たくさんの応募をお待ちしております。
当選者の発表は図書カードの発送をもってかえさせていただきます。
正解は、次号NO.287号(9月号)に掲載します。
このページの懸賞情報に関するお問合せや苦情等には対応できかねますのでご容赦ください。

e-Tax www.e-tax.nta.go.jp イータックス

松戸法人会会員 ⇦ 申告書にこのシールを切り取って必ずはりましょう。 ⇨ 松戸法人会会員

会員シール 松戸法人会会員

FB0107

年　月　日 税務署長殿	所得		事業目		概況書		製作		別表等			青色申告	一連番号	

※1 上の会員シール(印刷)を切り取る。　2 提出分法人確定申告書「別表一」の上部余白にはりつける。

e-Tax ご利用の場合は法人事業概況説明書の「17加入組合等の状況」欄に松戸法人会会員と入力しましょう。

会員企業紹介

お菓子工房 ポニー

営業時間
10:00-19:00　定休日 無し

所在地	松戸市三矢小台4-14-2	メールアドレス	yakiri@i-pony.jp
電話番号	047-367-0118	代表者氏名	飯島亮輔
ホームページ	http://i-pony.jp	開業日	昭和53年10月

メニュー紹介

小物ケーキは15種類
その他ホールケーキも取り揃えております。
千葉県の梨を使った「千葉の梨入りブランデーケーキ」や「千葉の梨ゼリー」は千葉県推奨品に選ばれており、お土産に喜ばれております。

◆当店のモットー
お客様の笑顔が見たくてをコンセプトにお客様に喜ばれる商品をめざしています。

◆当店のこだわり
厳選した材料を使い手作りしています。

◆店名の由来
創業者が元々おもちゃ屋「ポニーランド」を開業し、トイザらスなどの進出により、パンとケーキのお店を作りました。その名前をそのまま使いました。

(株) オリーブラベンダー介護ステーション

訪問介護・障害福祉事業
あっとホームなケアを行っています

〒271-0062　千葉県松戸市栄町 1-53-2-203
TEL:047-382-5362
FAX:047-382-5363

編集雑記

私たちは無意識に「旅」と「旅行」を使い分けているのかもしれません。
家族から「旅行に行く」と言われたら?　一方「旅に出る」と言われたら?
前者は気軽に「いってらっしゃーい」や「気をつけて」など気軽に言葉をかけらるが、後者は「何かあったのか?」と心配になってしまうでしょう。
「男はつらいよ」の寅さんが、さくらに「旅行に行く」と言えば、違和感があるのはなぜでしょう・・・
歌では「旅行」より「旅」が好まれるのは?
旅行は計画を立てて、帰る日も決まっている。
旅は帰りが約束されていない。
「あの世に旅立つ」とは言っても「あの世に旅行する」とは言わない?
新型コロナが一段落して、一気に人々が動き始めました。
仕事柄「旅行」を取り扱っておりますが、個人的には若かりし日のように「旅」がしてみたい今日このごろです。
皆様は旅派?旅行派?

入木田 健一